



埼玉県報

第248号
令和3年(2021年)
10月1日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則（県営競技事務所）

訓令

- 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令（文書課）

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 5軸マシニングセンタ（埼玉県立大宮工業高等学校）に関する落札者等の公示（入札課）
- 5軸マシニングセンタ（埼玉県立越谷総合技術高等学校）に関する落札者等の公示（入札課）
- 複合加工機に関する落札者等の公示（入札課）
- 実習室用コンピュータ機器等に関する落札者等の公示（入札課）
- 埼玉県青少年健全育成条例に基づく優良な図書 の 推 奨（青少年課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 九郷阿保領用土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 元荒川上流土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更の認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 東松山都市計画事業嵐山町平沢土地区画整理事業の事業計画変更（第7回）（市街地整備課）
- 有料公園施設等の使用料徴収事務委託（大宮公園事務所）
- 県道さいたま菖蒲線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道上尾蓮田線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 一般国道407号の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道本庄寄居線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道本庄寄居線の占用を制限する区域の指定（本庄県土整備事務所）
- 一般国道125号の区域の変更（杉戸県土整備事務所）

令和3年(2021年)10月1日

- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）

規 則

埼玉県自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十三号

埼玉県自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走キャッシュレス投票実施規則(令和三年埼玉県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(次条、第十九条第一項第一号及び」を「及びインターネットを利用できる電子計算機その他の端末機器」に改め、「において」の下に「これらを」を加える。

第二条中「キャッシュレス投票端末機」を「競輪場若しくは場外車券売場内に設置された投票端末機器を使用し、又はインターネットを利用できる電子計算機その他の端末機器」に改める。

第四条第二項中「暗証番号」の下に「及び識別符号(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第二項に規定する識別符号をいう。)又はそのいずれか」を加える。

第十九条第一項第一号中「キャッシュレス投票端末機」を「競輪場若しくは場外車券売場内に設置された投票端末機器」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年十月一日から施行する。

(埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部改正)

2 埼玉県自転車競走電話投票実施規則(昭和六十二年埼玉県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「規定する電子決済投票」の下に「及び埼玉県自転車競走キャッシュレス投票実施規則(令和三年埼玉県規則第二十六号。第四条第四号及び第十一条の四において「キャッシュレス投票規則」という。)第一条に規定するキャッシュレス投票」を加える。

第四条第四号中「埼玉県自転車競走キャッシュレス投票実施規則(令和三年埼玉県規則第二十六号。第十一条の四において「キャッシュレス投票規則」という。)」を「キャッシュレス投票規則」に改める。

訓令

埼玉県訓令第二十四号

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、定例又は軽易な起案は、文書課長と協議して定める帳簿若しくは用紙を用いる方法又は主務課長が定める方法により行うことができる。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千九十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 試験種目

イ 学科試験（国語、数学、地理歴史及び公民）

ロ 作文

ハ 口述試験

ニ 適性検査

ホ 身体検査

ヘ 経歴評定

四 募集期間

令和三年十月四日（月）から同月十八日（月）まで

五 採用予定時期

令和四年三月下旬から同年四月上旬まで

六 試験期日

イ 学科試験、作文及び適正検査（Web試験方式）

令和三年十月二十四日（日）又は同月二十五日（月）の任意の日

ロ 口述試験及び身体検査

令和三年十月三十日（土）又は同月三十一日（日）の指定する日

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

八 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>)
において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

(電話〇四八―八三一―六〇四三)

(ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>)

(電子メール hq1-saitama@pco.mod.go.jp)

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二一―六一五七)

告 示

埼玉県告示第千九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

5軸マシニングセンタ（埼玉県立大宮工業高等学校） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立大宮工業高等学校 埼玉県さいたま市北区本郷町1970番地

3 落札者を決定した日

令和3年9月22日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地

5 落札金額

63,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年8月3日

告 示

埼玉県告示第千九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
5軸マシニングセンタ（埼玉県立越谷総合技術高等学校） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立越谷総合技術高等学校 埼玉県越谷市谷中町3丁目100番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地
- 5 落札金額
47,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年8月3日

告 示

埼玉県告示第千九十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

複合加工機 1セット

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立春日部工業高等学校 埼玉県春日部市梅田本町1丁目1番1号

3 落札者を決定した日

令和3年9月21日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社オキナヤ 埼玉県熊谷市江南中央2丁目17番1号

5 落札金額

64,350,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年8月3日

告 示

埼玉県告示第千九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
実習室用コンピュータ機器等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立越谷総合技術高等学校 埼玉県越谷市谷中町3丁目100番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地
- 5 落札金額
31,570,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年8月3日

告 示

埼玉県告示第千九十七号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十条の規定に基づき、青少年の健全な育成を図るため特に優良な図書として、次のとおり推奨する。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

| 推奨番号 | 対象 | 書名 | 著者名等 | 発行所 |
|------|--------|----------------------|--|---------|
| 一六三〇 | 乳幼児 | ケロリンピック | 大原悦子／文 古川裕子／絵 | 福音館書店 |
| 一六三一 | 乳幼児 | つばきレストラン | おおたぐるまり／さく | 福音館書店 |
| 一六三二 | 乳幼児 | おくりもの | 豊福まきこ／作 | B L 出版 |
| 一六三三 | 乳幼児 | こねこが にやあ | ひろのたかこ／さく | 福音館書店 |
| 一六三四 | 乳幼児 | おたすけこびととおべんとう | なががわちひろ／文 コヨセ・ジュンジ／絵 | 徳間書店 |
| 一六三五 | 小学校低学年 | かなへび | 竹中践／文 石森愛彦／絵 | 福音館書店 |
| 一六三六 | 小学校低学年 | りんごだんだん | 小川忠博／写真と文 | あすなる書房 |
| 一六三七 | 小学校低学年 | カールはなにを しているの？ | デボラ・フリードマン／作 よしいかずみ／訳 | B L 出版 |
| 一六三八 | 小学校低学年 | かしこいうさぎの ローズバッド | ルドウィツヒ・ベーメルマンズ／ぶん・え 小宮由／やく | 大日本図書 |
| 一六三九 | 小学校低学年 | おれ、ピートくいたい | マイケル・レックス／さく ひさやまたいち／やく | 評論社 |
| 一六四〇 | 小学校中学年 | ねえさんの青いヒジャブ | イブティハイジ・ムハンマド&S.K.アリ／文 ハテム・アリ／絵 野坂悦子／訳 | B L 出版 |
| 一六四一 | 小学校中学年 | とりかえっこ | 泉啓子／作 東野さとる／絵 | 新日本出版社 |
| 一六四二 | 小学校中学年 | オオハシ・キング ーぼくのなまいきな鳥ー | 当原珠樹／作 おとないちあき／絵 | PHP 研究所 |
| 一六四三 | 小学校中学年 | ぼくの犬スーザン | ニコラ・デイビス／文 千葉茂樹／訳 垂石眞子／絵 | あすなる書房 |
| 一六四四 | 小学校中学年 | チャーリー、こっちだよ | キャレン・レヴィス／ぶん チャールズ・サントソ／え いわじょうよしひと／やく | B L 出版 |
| 一六四五 | 小学校高学年 | ジャンプして、雪をつかめ！ | おおぎやなぎちか／作 くまおり純／絵 | 新日本出版社 |
| 一六四六 | 小学校高学年 | 嘘吹きネットワーク | 久米絵美里／著 | PHP 研究所 |
| 一六四七 | 小学校高学年 | 雨女とホームラン | 吉野万理子／著 嶽まいこ／絵 | 静山社 |
| 一六四八 | 小学校高学年 | キャンドル | 村上雅郁／作 遠田志帆／絵 | フレール館 |
| 一六四九 | 小学校高学年 | 山をつくる ー東京チェンソーズの挑戦ー | 菅聖子／文 | 小峰書店 |

| | | | | |
|------|-------|---------------------------|-----------------------|---------|
| 一六五九 | 高校・青年 | オン・ザ・カム・アップ いま、這いあがるとき | アンジー・トーマス／著 服部理佳／訳 | 岩崎書店 |
| 一六五八 | 高校・青年 | 夜明けのすべて | 瀬尾まいこ／著 | 水鈴社 |
| 一六五七 | 高校・青年 | 朝焼けにファンファーレ | 織守きょうや／著 | 新潮社 |
| 一六五六 | 高校・青年 | サキの忘れ物 | 津村記久子／著 | 新潮社 |
| 一六五五 | 高校・青年 | ヨンケイ!! | 天沢夏月／著 | ポプラ社 |
| 一六五四 | 中学校 | サード・プレイス | ささきあり／作 酒井以／絵 | フレールベル館 |
| 一六五三 | 中学校 | 青春ノ帝国 | 石川宏千花／著 | あすなる書房 |
| 一六五二 | 中学校 | ドーナツの歩道橋 | 升井純子／著 | ポプラ社 |
| 一六五一 | 中学校 | ハジメテヒラク | こまつあやこ／著 | 講談社 |
| 一六五〇 | 中学校 | 秘密のノート | ジョー・コットリル／作 杉田七重／訳 | 小学館 |

告 示

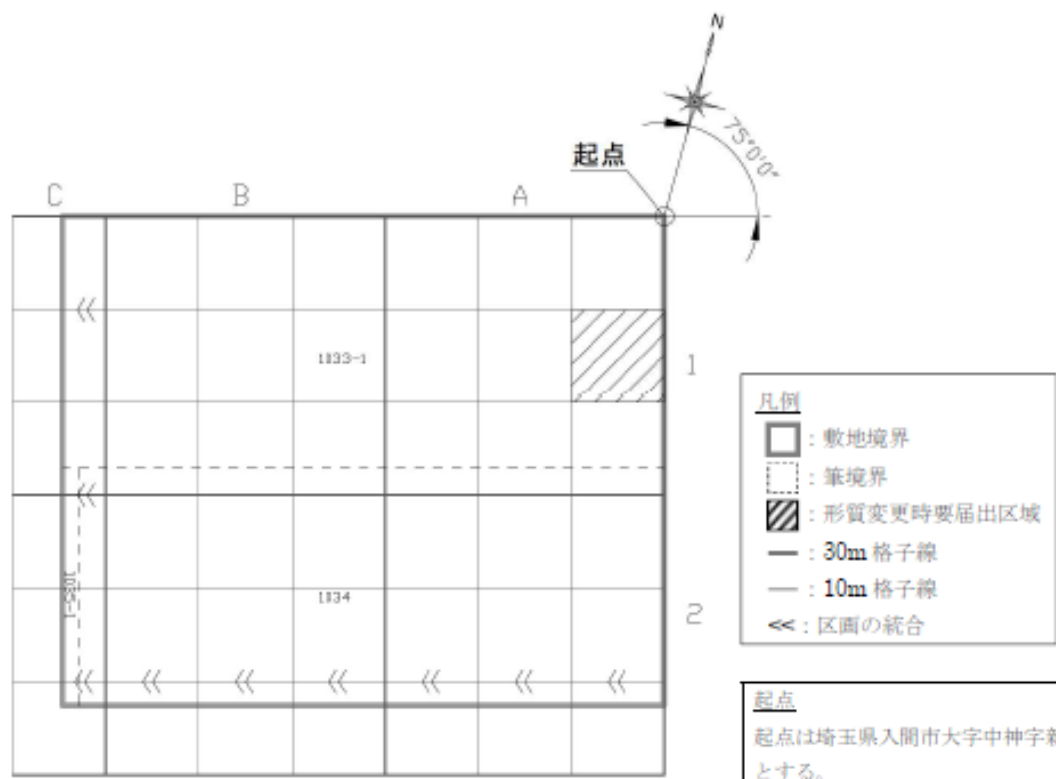
埼玉県告示第千九十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県入間市大字中神字新狭山千三十三番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物



起点
 起点は埼玉県入間市大字中神字新狭山 1033 番 1 の最北端とする。

格子の回転角 75°0'0"
 起点を支点として、起点から東西方向及び南北方向に 10m 間隔で引いた線を右回りに回転させた角度。

告 示

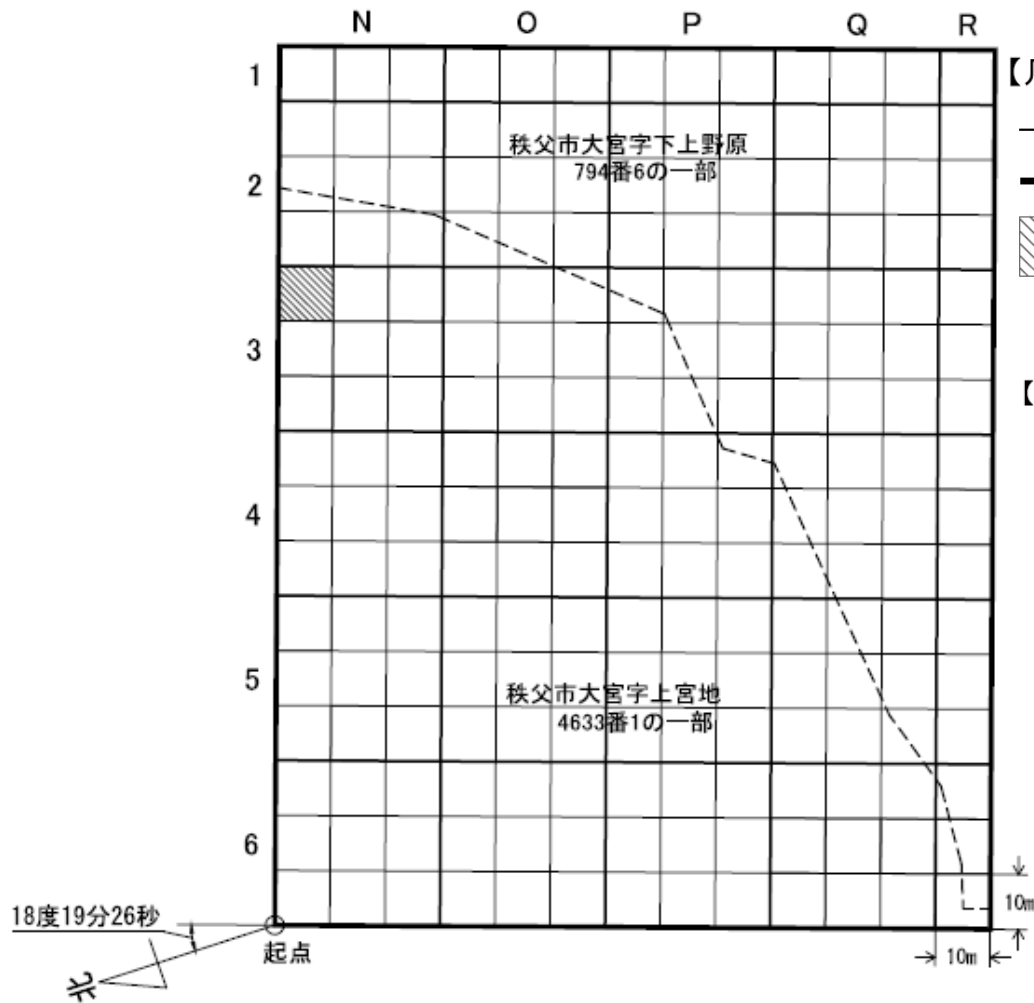
埼玉県告示第千九十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十年埼玉県告示第九百五十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県秩父市大宮字上宮地四千六百三十三番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた実施措置
基準不適合土壌の掘削による除去



【凡 例】

- 地番境界
- 敷地境界
- ▨ 要措置区域の指定を解除する区域

【起 点】

起点は、秩父市大宮字上宮地4633番1の一部の内、改変範囲の最北端とする。
 格子の回転角度：18度19分26秒

告 示

埼玉県告示第千百号

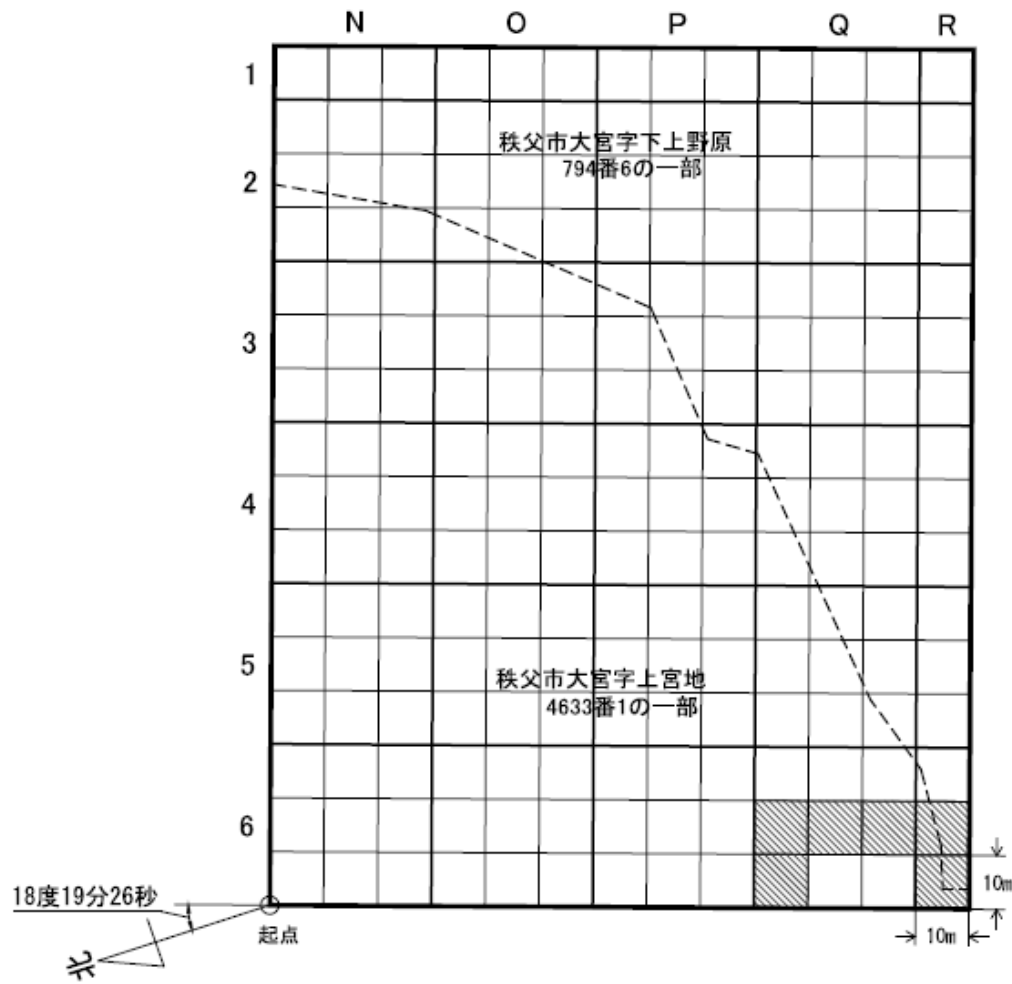
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年埼玉県告示第九百五十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県秩父市大宮字下上野原七百九十四番六の一部及び字上宮地四千六百三十三番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【凡 例】

- 地番境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域

【起 点】

起点は、秩父市大宮字上宮地4633番1の一部の内、改変範囲の最北端とする。
格子の回転角度：18度19分26秒

告 示

埼玉県告示第千百一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

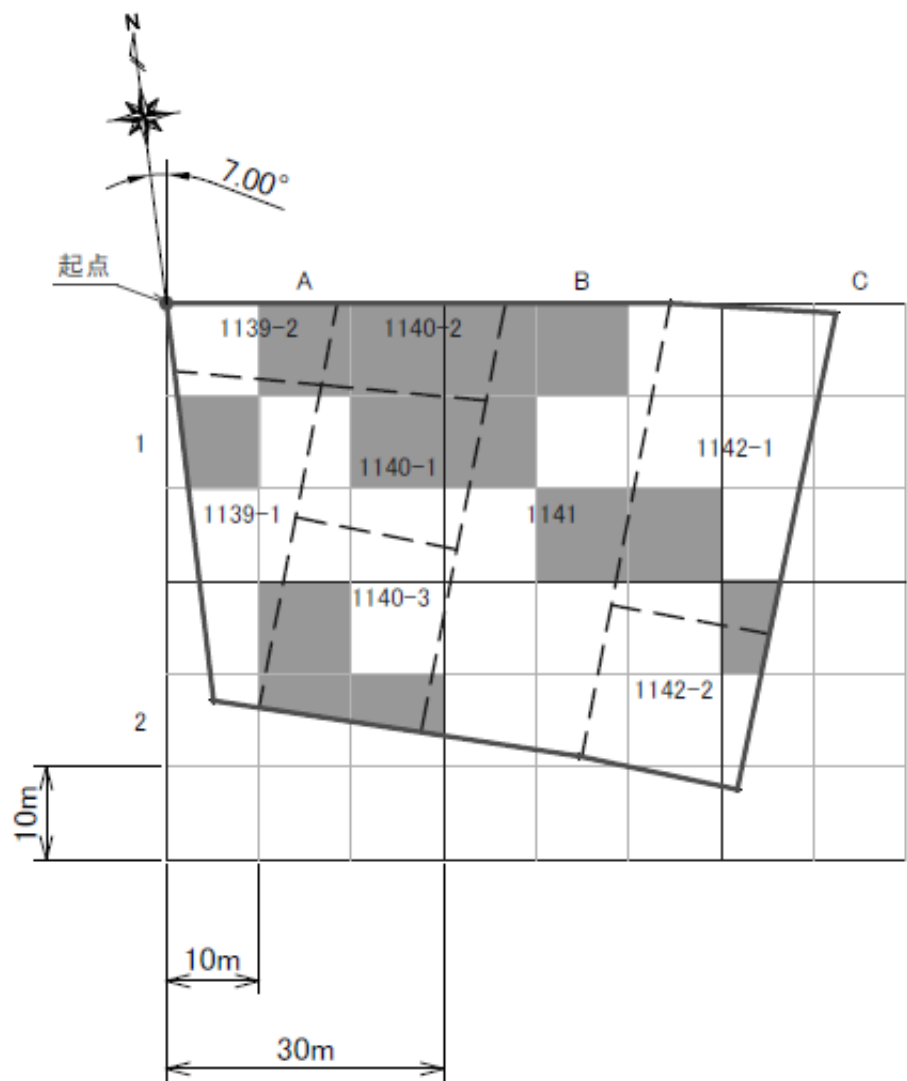
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字木曾根字下千百三十九番一の一部、千百三十九番二の一部、千百四十番一の一部、千百四十番二、千百四十番三の一部、千百四十一番の一部、千百四十二番一の一部及び千百四十二番二の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物、砒素及びその化合物

別図



起点
起点は埼玉県八潮市大字木曾根字下
1139-2の最北端とする

格子の回転角度 7.00°

- 形質変更時要届出区域
- 敷地境界
- - 地番境界

告 示

埼玉県告示第千百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、九郷阿保領用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名 氏名 住所

監事 高橋 八夫 埼玉県児玉郡神川町大字肥土百十六番地

二 退任

職名 氏名 住所

監事 福嶋 信夫 埼玉県児玉郡神川町大字肥土五百七十六番地一

告 示

埼玉県告示第千百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和三年九月十七日認可した。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

元荒川上流土地改良区

二 事務所の所在地

行田市

告 示

埼玉県告示第千百四号

測量計画機関である川越市上下水道局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川越市上下水道局

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量一点）

三 作業地域

埼玉県川越市新宿町六丁目地内

四 作業期間

令和三年九月二十七日から令和三年十月十二日まで

告 示

埼玉県告示第千百五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

嵐山町平沢土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成六年四月二十二日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県比企郡嵐山町大字平沢字延明橋の全部及び字上原、字中谷、字金井、字下山、字京枝、字表の各一部

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷字上の一部

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字吹上、字蜻蛉橋、字金平の各一部

埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂字川枝の一部

四 事務所の所在地

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山千三十番地一

五 設立認可の年月日

平成六年四月二十二日

六 変更認可の年月日

令和三年十月一日

告示

埼玉県告示第千百六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

| 公園施設等の名称 | 受託者の住所、名称及び代表者氏名 | 委託期間 |
|---------------|--|--------------------------------|
| 春日部夢の森公園サークル室 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目二番十八号 アイル・コーポレーション株式会社 代表取締役 町田 哲雄 | 令和三年十月一日から 令和四年三月三十一日 まで |

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま菖蒲線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|------------|--|-----------------|
| 六地先まで | 上尾市大字平塚字八ツ山八六一番八地 先から同市大字平塚字八ツ山八四六番 | 区 間 |
| 一・七八〇二五・三五 | 七・七五〇八・二六 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 八四・七〇 | | 延長 (メートル) |
| | | 備 考 |

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾蓮田線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|-------------|--|------------------|
| 四六番六地先まで | 上尾市大字原市字八番耕地一四二二番 五六地先から同市大字平塚字八ツ山八 | 区 間 |
| 一〇・二〇〇二五・三五 | 七・七〇〇八・二六 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 一三四・〇〇 | | 延 長 (メートル) |
| | | 備 考 |

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水弘

| | |
|-------------|--|
| 路 線 名 | 一般国道四百七号 |
| 供用開始の区間 | 坂戸市大字片柳字宮田四一一番一地先 から同市大字片柳字西ヶ谷戸一七四二 番二地先まで |
| 供用開始の期日 | 令和三年十月六日 |
| 備 考 | 平成二十八年五月十日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第三号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。 延長一九一・〇〇メー トル |

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

| | |
|---------|---|
| 路線名 | 本庄寄居線 |
| 供用開始の区間 | 児玉郡美里町大字阿那志字川原二七五番四地先から同郡同町大字阿那志字下十条二二九番一―地先まで |
| 供用開始の期日 | 令和三年十月一日 |
| 備考 | 令和元年十二月十三日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一七九・四四メートル |

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和三年十月一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 本庄寄居線 児玉郡美里町大字阿那志字川原二七五番四地先から

同郡同町大字阿那志字下十条二二九番一―地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和三年十月二日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|---|---|-------------------------|
| <p>久喜市佐間字西二二五番一地先から 同市佐間字西二二七番二地先まで</p> | <p>久喜市佐間字西二九四番一地先から 同市高柳字溜井下二五八三番一地先 まで</p> | <p>区 間</p> |
| <p>六五・七〇 三七・一〇</p> | <p>九・二〇 三四・三〇</p> | <p>敷地の幅員 (メートル)</p> |
| <p>一四〇・〇〇</p> | <p>一四二三・〇〇</p> | <p>延長 (メートル)</p> |
| <p>旧道の一部は、久喜市に引き継ぐ予定</p> | | <p>備 考</p> |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年十月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和三年九月二十二日

指令川建セ第〇二〇一五一号

二 検査済証番号

令和三年九月二十八日

川建セ第〇三〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字津久根字南中堀六百四十二番一、六百四十二番二、六百四十一番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県飯能市大字中居十七番地一 リッツ・パークB二〇一
櫻井 将人

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和三年十月一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

| | | |
|-------------|--|--------------------------------------|
| 号 | 第 秩 一 | 指 定 番 号 |
| 第 一 項 第 五 号 | 建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 | 指 定 に 係 る 道 路 の 種 類 |
| 七 日 | 令 和 三 年 九 月 二 十 | 指 定 の 年 月 日 |
| 地 先 水 路 | 埼 玉 県 秩 父 郡 横 瀬 町 大 字 横 瀬 字 六 番 二 千 百 四 十 六 番 七、二 千 百 五 十 二 番 三、二 千 百 五 十 二 番 三 | 指 定 に 係 る 道 路 の 位 置 |
| | 三・三九 | 指 定 に 係 る 道 路 の 延 長 (単 位 メートル) |
| | 四・〇〇 | 指 定 に 係 る 道 路 の 幅 員 (単 位 メートル) |